

消費税についてのお知らせ (個人事業者を主な対象)

(個人で事業をされている方へ)



消費税の納稅義務者となる方とは？

平成15年分の売上（課税売上高）が1,000万円を超えた方は、平成17年分からの消費税の申告と納税が必要となります。

どのように注意したらいいのか?

- 1 納税義務者となる方は、速やかに「消費税課税事業者届出書」を所轄税務署へ提出してください。
 - 2 平成17年1月から売上や仕入れなどを帳簿に記載し、請求書等とともに保存する必要があります。
 - ・記帳や保存をしていない場合には、仕入れ等で支払った消費税額が控除できなくなります。
 - ・記帳されている売上から納税額が計算できる「簡易課税制度」もあります。(この場合は、「簡易課税制度選択届出書」の提出が必要です。)
 - 3 納税資金を計画的に(例えば日々又は月々)貯蓄しておけば、納税の際に安心です。

届出書の用紙はどこにあるの？

届出書等の用紙は最寄りの税務署に備え付けていますが、高松国税局ホームページにも掲載しています。(http://www.takamatsu.nta.go.jp)

*詳しいことは、伊野税務署又は税務相談室高知分室にお気軽に問い合わせください。

伊野税務署 通893-1121

稅務相談室高知分室 822-2092

法人事業者の方についても基準期間の課税売上高が1,000万円を超えた場合、消費税の申告と納税が必要になります。

詳しくは、税務署にお問い合わせください。

住民有志約80人の方が参加をし、継続的な農山村交流活動について語り合いました。会の内容は、他県の先進地視察の内容報告や各地域の状況説明、今後農山村交流を進めていくにあたっての意見交換などが行われ、知事への質問や意見も活発に出されるなど熱

9月6日（月）、吾北村上東小学校（休校中）の講堂で「いの町グリーンツーリズム研究会」の発足会が開催されました。当日は台風の接近により、雨風とともに強い天候でしたが、高知県知事をはじめ伊野・吾北・本川各地域から

「ひの町グリーンツーリズム研究会」発足会が開催

心な議論が行われました。最後には、「194（いくよ）元気塾」の細川塾長により、いの町グリーンツーリズム研究会発足会宣言が読み上げられ、今後の取り組みについての探査が行われました。

高知県地球温暖化対策 地域推進計画の説明会について

● 聰明內容

地球温暖化対策の講演と事例説明を行います。内容は、講演「未来をつくる地球温暖化対策説明会」

●講 師 高知県地球温暖化対策
協議会会长
林 康久 氏

●事例説明 「家庭で取組む地球温暖化対策について」

●事例説明 「地域における地球温暖化対策とその支援制度等について」

●開催日時 11月24日（水）
13時30分～15時30分

●開催場所 すこやかセンター伊野
「食生活改善教室」

